

令和3年度青梅市予算執行方針

令和3年度予算については、「前年踏襲ではなく事務改善の徹底を図り、新型コロナウイルス感染症や災害等の不測の事態にも不撓不屈の精神をもって挑み、誰もが安心して生き生きと暮らせる「活力ある青梅」の実現を目指した予算」とし、「1. 総合長期計画等の推進」、「2. コロナ禍における新しい行政運営」、「3. 重点事業への取組」、「4. 持続可能な財政運営の確立」の4つの基本方針のもとに編成を行い、財政規模は前年度比4億円の増となる、517億円となった。

市の直面する諸課題への対応に万全を期した一方、新型コロナウイルス感染症の影響は収束の兆しが未だ見えず、基幹財源である市税は、前年度予算を4億9千万円余下回る見込みである。本市を取り巻く財政環境は不透明な状況にあり、引き続き厳しい財政運営を強いられることが予想される。

このような状況を踏まえ、令和3年度予算の執行に当たっては、職員一人ひとりがこの現実を十分に認識し、コスト削減を図りながら、新時代に向けた働き方改革を実現させること。

また、常に国や都の政策動向の把握に努め、執行段階においても遺漏なく財源を模索し、その獲得に全力を挙げること。

なお、詳細については、下記事項による。

記

1 一般事項

- (1) 「青梅市予算事務規則」、「青梅市会計事務規則」、「青梅市契約事務規則」等関係規程を遵守し、適正な予算執行に努めること。
- (2) 投資的事業については、起工段階において、コストの更なる縮減を図ること。また、景気対策、地域経済活性化の観点からも、起工および発注については、できる限り早期に行うこと。

なお、事故繰越しは、避けがたい事故（災害）のため年度内に支出が終わらなかつたもののみが対象であることを、十分留意すること。

- (3) 令和2年度から令和3年度への繰越明許については、的確な執行および早期完了に努めること。

- (4) 予算決算委員会や、監査委員による指摘事項（決算審査、定期監査および財政援助団体等監査）などの趣旨を踏まえ、市民に対する説明責任を果たせるよう、適正な執行に努めること。
- (5) 予算執行時において、事業内容の変更や新たな予算措置が必要となった場合や、工事の遅れなどで事業の年度内完了が見込めない事態が発生した時は、必ず事前に財政課長と協議すること。

2 新型コロナウイルス感染症に関する事項

- (1) 感染症の影響による市民生活と地域経済の状況把握に努め、困難に直面している市民や地域経済を支え、感染拡大防止と経済活動の両立を図ること。
- (2) 感染拡大に伴う国や都の措置等については、常に情報収集に努め、市税等の歳入予算や歳出予算への影響を早期に把握し、必要に応じて財政課長と協議すること。
- (3) イベント等は、予算執行にあたり市民の安全と安心を最優先し、新型コロナウイルス感染症対策本部等の方針にそって対応すること。
- (4) 感染症により、社会構造の変革が生じていることを自覚し、事業の実施にあたっては、デジタル化やオンライン化など ICT の活用も検討すること。

3 歳入に関する事項

- (1) 市税については、課税客体の的確な把握に努め、異動処理等における調定の早期化を図ること。
- (2) 市税および国民健康保険税等の徴収については、現年課税分の納期内納入とともに、東京都との連携や、全庁的な取組により収納率の向上に努めること。
また、滞納整理による執行停止および不納欠損等については、適正かつ迅速に対応するとともに、納期限の通知、督促状の発行等の事務処理についても関係法令を遵守し適正に行うこと。
- (3) 各種負担金・使用料等については、納期内納入に努め、未収金が発生しているものについては、収納の取組を一層強化し、収納率の向上に努めること。

- (4) 従来から市単独で実施している事業であっても、前年踏襲ではなく、他団体における財源確保の取り組み状況など情報収集に努め、現時点で歳入予算に計上のないものも、可能な限り財源の確保に努めること。
- (5) 会計年度任用職員にかかる「期末手当」、「社会保険料」および「健康診断委託料」は、職員課予算等で一括計上していることから、補助金等の交付申請の際に、対象経費に該当する場合は遺漏なく計上すること。

4 歳出に関する事項

- (1) 国や都の施策見直し等により、補助金などの特定財源が当初見込みよりも減額される見通しとなった場合には、原則として当該事業は、縮減あるいは執行停止とする。
- (2) 補助金等の交付に当たっては、使途の明確化など透明性の確保を図ること。また、交付団体等に繰越金があるものについては、特に留意するとともに、対象事業が最も効果的、効率的に実施されるよう対応すること。

交付申請書、実績報告書については、遅滞なく提出されるよう指導を徹底すること。また、報告にかかる会計経理、使途、効果等について、必要となる書類の提出を求め、ヒアリング、現地調査など、適正な審査を実施し、検証すること。
- (3) 事務の効率化や見直しなどに常に留意し、創意工夫により経費の削減等が見込めるものについては、年度途中であっても積極的に取り組むこと。
- (4) 予算の執行残額は、原則として減額補正を行うこととする。ただし、入札により生じた契約差金の更正は行わない。
- (5) 支出負担行為等の手続は、別添「支出負担行為等手続の注意事項」を遵守し、適正な伝票処理に努めること。

以 上